

施設利用自粛の解除について

令和3年10月15日
霧島市スポーツ・文化振興課

過去2週間以内に、「緊急事態措置が実施された特定都道府県」または「まん延防止等重点措置が実施された区域（措置区域）」との往来がある方の施設利用の自粛を解除します。

今回の解除で施設利用の自粛は、すべて解除されますが、今後とも新型コロナウイルス感染拡大防止策を行って施設をご利用ください。

利用自粛の解除 10月15日（金）～

【施設利用時の注意点】

- 利用開始時と終了時に消毒液等による手指の消毒を行いましょう。
- 利用中はマスクを着用しましょう。
- 発熱等の風邪症状が見られる方は利用できません。